

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たんぼぼ

三 代表者の氏名

上村 敬幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区大字指扇二八

五六番地九九

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害児者に対し、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法に基づく居宅介護事業及び

デイサービス事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害児者に対し、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さやま環境市民ネットワーク

三 代表者の氏名

石田 嵩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市新狭山一丁目十三番地
(株)ユース内

五 定款に記載された目的

この法人は、主に狭山市の市民・市民団体・事業者・行政が協働し、環境まちづくりを推進することにより、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO

埼玉県告示第九百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 購入等件名及び数量
別表のとおり

〇活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのり

三 代表者の氏名

古嶋 美代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎三百十七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、白岡町及びその近隣に生活している障害のある人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな支援をおこなうことにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 落札金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成19年2月13日

別表

No.	購入等件名及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	南A地区清掃業務 一式	株式会社オンロード 埼玉県上尾市大字向山31番地10	10,479,000円
2	南B地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	毎日興業株式会社 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目244番地1	35,700,000円
3	南C地区清掃業務 一式	株式会社ベルムン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号	20,790,000円
4	南D地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心 LAタワー30F	15,120,000円
5	南E地区清掃業務 一式	株式会社エヌテックサービス 埼玉県さいたま市北区別所町38番地2	24,150,000円
6	南G地区清掃・中央監視・ 冷暖房機運転業務 一式	日本環視クリア株式会社 埼玉県さいたま市中央区上落合9丁目9番4ー202号	25,956,000円
7	南H地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	近代ビル管理株式会社 埼玉県深谷市鉦ヶ谷767番地3	26,250,000円
8	西A地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社アイテックサービス 埼玉県さいたま市桜区田島4丁目15番15号	20,863,500円
9	西B地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地	15,634,500円
10	西C地区清掃業務 一式	埼玉美装株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5	11,186,280円
11	西D地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	有限会社戸口工業 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川4621番地	19,635,000円
12	西E地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社ソシアルサービス 埼玉県南埼玉郡喜瀬町大字三箇2878番地1	7,119,000円
13	西F地区清掃業務 一式	株式会社アイテックサービス 埼玉県さいたま市桜区田島4丁目15番15号	18,900,000円
14	東A地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	大平ビル管理株式会社 埼玉県北豊郷郡杉戸町杉戸2丁目6番3号	35,700,000円
15	東B地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社日環サービス 埼玉県川口市前川1丁目14番15号	18,690,000円
16	東C地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社サンワックス 埼玉県行田市行田22番10号	23,499,000円
17	東D地区清掃業務 一式	株式会社環境境公衆社 埼玉県狭市北町3丁目4番5号	9,261,000円

18	北A地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	極東ビル管理株式会社 見沼区大和田町1丁目1860番地	埼玉県さいたま市 見沼区大和田町1丁目1860番地	23, 625, 000円
19	北B地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	極東ビル管理株式会社 見沼区大和田町1丁目1860番地	埼玉県さいたま市 見沼区大和田町1丁目1860番地	29, 190, 000円
20	北C地区清掃業務 一式	ビノ工業株式会社 区大字西新井字堤崎前505番地121	埼玉県さいたま市西 区大字西新井字堤崎前505番地121	11, 718, 000円
21	北D地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社サノックス 22番10号	埼玉県行田市行田 22番10号	25, 704, 000円
22	北E地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	株式会社第一清美 丁目15番15号	埼玉県所沢市宮本町2 丁目15番15号	13, 188, 000円
23	北F地区清掃・冷暖房機運 転業務 一式	有限会社戸口工業 町大字玉川4621番地	埼玉県北企郡ときがわ 町大字玉川4621番地	31, 395, 000円

埼玉県告示第九百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札に付する。
平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田 豊 司

1 工事概要等

- (1) 工事名
総合治水対策特定河川工事 (地下河川築造工)
- (2) 工事場所
一級河川 東川 埼玉県所沢市大字牛沼地内
- (3) 工期
契約確定の日から平成21年9月30日まで
- (4) 設計金額
入札執行後に公表する。
- (5) 工事概要
地下河川築造工
工事延長1.28km、内径5.20m、泥土圧シールド工法
- (6) 使用する主な資機材
鋼製コンクリート中詰めセグメント (外径5.6m、内径5.2m)

(7) 入札手続の方法等

本工事は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム (以下「システム」という。) により行う工事である。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者はシステムにより入札参加を行うこと。入札に関する情報は次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア フォレス

https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction

イ 掲載期間

平成19年6月5日(火) から

平成19年6月20日(水) まで

2 入札執行の日時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成19年7月18日(水) 午前9時00分から

平成19年7月20日(金) 午後5時00分まで (必着)

(2) 開札日時

平成19年7月23日(月) 午前11時00分

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体 (以下「特定企業体」という。) であること。特定企業体にあつては、その運営形態及び代表者の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱によること。

イ 特定企業体の場合、各構成員の出資比率は、2者による特定企業体にあつては30%以上、3者による特定企業体にあつては20%以上であること。

ウ 特定企業体の場合、代表構成員は、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けており、その出資比率は構成員中最大であること。

エ 単体又は特定企業体における各構成員が、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (ウ) 本入札に係る複数の特定企業体の構成員となっていないこと。また、単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
 - (イ) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日を審査基準日とする経営事項審査の再審査を受けている者を除く。
 - ハ この工事の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止の措置を受けていないこと。
 - ニ 建設業法第3条の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - ホ 経常建設共同企業体でないこと。
 - ヘ 平成17年度及び平成18年度に完成した埼玉県発注工事のうち土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても70点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
 - ト 単体又は特定企業体の各構成員が、土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評価が単体又は特定企業体の代表構成員は1,100点以上、特定企業体の他の構成員は1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記エ（イ）としたし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。
- なお、官公需適格組合については、その総合評価を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審

査における数値を用いるものとする。

- (2) 施工実績
 - 単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）は、平成9年6月1日から平成19年5月31日までに、仕上がり内径4.0m以上の密閉型機械式シールド工事を元請けとして完成させた実績を有すること（特定企業体としての実績は、出資比率20%以上であるときのものに限る。）。
- (3) 配置予定技術者
 - ア 代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従つて本工事に専任で配置することができること。
 - イ 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、密閉型機械式シールド工事において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、従事した経験を有する者
 - ロ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ハ 特定企業体における代表構成員以外のすべての構成員は、主任技術者として1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を建設業法に従つて本工事に専任で配置することができること。
 - ニ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。
 - ホ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、その者を確認資料に記載することはできない（重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。）。
 - ト 配置予定の技術者は、その者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。
 - チ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 入札参加資格の有無の確認
 - 本入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。
 - 同時に、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出期限及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札企画室 電話048-830-2721

イ 提出受付期間

平成19年6月15日(金) 午前9時00分から
平成19年6月20日(水) 午後3時00分まで(必着)

(この提出受付期間の終期日時を過ぎて提出した確認申請書は無効とする。)

ウ 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。)

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステムにより平成19年7月4日(水)に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成19年6月29日(金)にそれぞれ通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成19年7月3日(火)午後3時00分(必着)までに上記(1)アの場合へ入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はシステムにより通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は入札に参加することができない。また、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者が行った入札は無効とする。

5 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にフлакシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、これを受理しない。

ア 場所

〒350-1126 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6 埼玉県川越県土整備
事務所治水部治水担当 電話049-243-2024 フлакシミリ049-243-2134

イ 受付期間

平成19年6月5日(火) 午前9時00分から
平成19年6月20日(水) 午後3時00分まで

ウ 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所あて着払いの宅配便にて設計図書等を送付する。

エ 返却

平成19年7月23日(月)までに郵送又は宅配便により上記アの場所に返却すること。

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札企画室

(2) 受付期間

平成19年6月5日(火) 午前9時00分から
平成19年7月6日(金) 午後5時00分まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、システムに掲示する。システムに掲示された内容を閲覧できない者には郵送等で回答する。

7 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付けける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札企画室

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記 2 (1) に示すとおり。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

オ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(イ) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ロ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(ハ) 入札時提出書類を提出しない者がした入札、所定のものとは異なる方法による入札、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(ニ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
イ 次のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

(イ) 入札者の押印のない入札書による入札

(ロ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(ハ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(ニ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(ホ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(ヘ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(ロ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

10 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

11 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
ただし、継続事業にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
ただし、継続事業にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払
する。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 入札保証金

本工事は入札ポンド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱いについては次のとおりとし、財務規則第93条第2項第2号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にフアクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、依頼書を持参した場合は受理しない。依頼書に記載された依頼者の住所あて着払いの宅配便にて送付する納付書兼領収書により納付すること。

(ア) 提出先

〒350—1126 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6 埼玉県川越県土整備事務所所治水部治水担当 電話049—243—2024 フアクシミリ049—243—2134

(イ) 依頼書提出期間

平成19年7月4日（水）午前9時00分から
平成19年7月18日（水）午後5時00分まで

ウ 納付期限

平成19年7月19日（木）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフアクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048—830—2721 フアクシミリ048—830—4727

(イ) 提出締切

平成19年7月20日（金）午後5時00分まで（必着）

オ 次のとおり有価証券を担保として持参により提出することにより、入札保

証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券

a 利付国債

b 埼玉県債

(イ) 提出先

〒350—1126 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6 埼玉県川越県土整備事務所所治水部治水担当 電話049—243—2024 フアクシミリ049—243—2134

(ウ) 提出締切

平成19年7月20日（金）午後5時00分まで

カ 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)に示す提出先に同エ(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和20年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)に示す提出先に同エ(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があると

- きは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
 - なお、その価値は、債権金額(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。
 - ウ 次列のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
 - エ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
- ロ 当該入札価格によつては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- ハ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- ニ 当該入札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるもので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。
- ヘ なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする)。

- イ 契約後の技術提案
 - 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- ロ この公告に関する問い合わせ先
 - 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室
 - 電話 048-830-2721 (直通) ファクシミリ 048-830-4727
- ハ Summary
 - (1) Nature of Services Required:
 - Construction of an underground flow for the comprehensive flood control using the shield tunneling method.
 - (2) Application Acceptance Period:
 - By the electric bidding system or registered mail: Between 9:00 am, June 15 and 3:00 pm, June 20, 2007
 - (3) Contact Information:
 - Bidding Services Office, General Affairs Department Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Telephone: 048-830-2721 Facsimile: 048-830-4727
- ヘ 埼玉県建設工事等
 - MITOに於ける政府調製に關する協定の稟用を發する調製に關する次のよおの競争入札に於ける。
 - 平成十九年六月五日
- コ 工事概要等
 - 1 工事概要等
 - (1) 工事名
 - 中川流域下水道終末処理場4号汚泥焼却炉機械設備1工事
 - (2) 工事場所
 - 埼玉県三郷市番匠免3丁目地内

- (3) 工期
契約確定の日から平成21年3月27日まで
- (4) 設計金額
入札執行後に公表する。
- (5) 工事概要
流動床式焼却炉本体 (250トン/日)、冷却塔、煙突、排煙処理塔の製作・据付
- (6) 入札手続の方法等
本工事は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム (以下「システム」という。) により行う工事である。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者はシステムにより入札参加を行うこと。入札に関する情報は次のとおりインターネットホームページに掲載する。
ア アドレス
https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction
イ 掲載期間
平成19年6月5日 (火) から
平成19年6月20日 (水) まで
- 2 入札執行の日時
変更する場合がある。この場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。
 - (1) 入札書提出期間
平成19年7月18日 (水) 午前9時00分から
平成19年7月20日 (金) 午後5時00分まで (必着)
 - (2) 開札日時
平成19年7月24日 (火) 午後2時00分
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。
 - (1) 次の要件を満たすこと。
 - ア 単体企業であること。
 - イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ウ) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に

- 該当する者
- (ウ) 埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (エ) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日を審査基準日とする経営事項審査の再審査を受けている者を除く。
 - ウ この工事の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - エ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の許可 (機械器具設置工事業に係るものに限る。) を受けていること。
 - オ 平成17年度及び平成18年度に完成した埼玉県発注工事のうち機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても70点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
 - カ 機械器具設置工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記イ(ウ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものと、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。
 - (2) 施工実績
契約締結日にかかわらず平成9年6月1日から平成19年5月31日までに、下水道終末処理場又は浄水場 (水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るもの) における焼却処理能力50トン/日以上流動床式汚泥焼却炉機械設備の新設又は同規模の更新工事を元請けとして完成させた実績を有すること (特定建設工事共同企業体としての実績は、代表構成員であるものに限る。))。

(3) 配置予定技術者

ア 機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有し、下水道終末処理場又は浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るもの）における流動床式汚泥焼却炉機械設備の新設又は更新工事において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、従事した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に専任で配置することができること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

ウ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、その者を確認資料に記載することはできない（重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。）。

エ 配置予定の技術者は、その者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

4 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。

同時に、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出期限及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048-830-2721

イ 提出受付期間

平成19年6月15日（金）午前9時00分から
平成19年6月20日（水）午後3時00分まで（必着）

（この提出受付期間の終期日時を過ぎて提出した確認申請書は無効とする。）

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステムにより平成19年7月4日（水）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成19年6月29日（金）にそれぞれ通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成19年7月3日（火）午後3時00分（必着）までに上記(1)アの場所へ入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はシステムにより通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は入札に参加することができない。また、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者が行った入札は無効とする。

5 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にフлакシムにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、これを受理しない。

ア 場所

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所設備担当 電話048-966-6075 フлакシム048-966-6065

イ 受付期間

平成19年6月5日（火）午前9時00分から
平成19年6月20日（水）午後3時00分まで

ウ 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所あて着払いの宅配便にて設計図書等を送付する。

エ 返却

平成19年7月23日（月）までに郵送又は宅配便により上記アの場所に返却

すること。

6 設計図書等に関する質問
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札企画室

(2) 受付期間

平成19年6月5日(火) 午前9時00分から

平成19年7月6日(金) 午後5時00分まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、システムに掲載する。システムに掲載された内容を閲覧できない者には郵送等で回答する。

7 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札企画室

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記2(1)に示すとおり。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

オ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 入札時提出書類を提出しない者がした入札、所定のものとは異なる方法による入札、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(オ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

イ 次のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

(ア) 入札者の押印のない入札書による入札

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

- (ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - (エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - (オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - (カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
 - (キ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- 10 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- 11 支払条件
- (1) 前金払
する(その金額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。
 - (2) 中間前金払
する(その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
ただし、継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。
 - (3) 部分払
する。
 - 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本語
 - (2) 入札保証金
本工事は入札ボンド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第2号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。
ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。
イ 納付方法
納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入

- し、次の場所にフランクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
- なお、依頼書を持参した場合は受理しない。依頼書に記載された依頼者の住所あて着払いの宅配便にて送付する納付書兼領収書により納付すること。
- (ウ) 提出先
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所設備担当 電話048-966-6075 フランクシミリ048-966-6065
 - (エ) 依頼書提出期間
平成19年7月4日(水) 午前9時00分から
平成19年7月18日(水) 午後5時00分まで
 - ウ 納付期限
平成19年7月19日(木)
 - エ 納付の確認
金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフランクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
 - (ウ) 提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048-830-2721 フランクシミリ048-830-4727
 - (イ) 提出締切
平成19年7月20日(金) 午後5時00分まで(必着)
- オ 次のとおり有価証券を担保として持参により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。
- なお、その価値は、債権金額と同額とする。
- (ウ) 対象となる有価証券
a 利付国債
b 埼玉県債
 - (イ) 提出先
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所設備担当 電話048-966-6075 フランクシミリ048-966-6065
 - (ウ) 提出締切
平成19年7月20日(金) 午後5時00分まで
- カ 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。

<p>(ワ) 保険会社との間に埼玉県を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、その保証証券を郵送又は宅配便により上記エ(ウ)に示す提出先に同エ(ウ)に示す期限までに提出した者</p> <p>(イ) 金融機関 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号) 第3条の金融機関をいう。) 又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項の保証事業会社をいう。) との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証券を郵送又は宅配便により上記エ(ウ)に示す提出先に同エ(ウ)に示す期限までに提出した者</p> <p>キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。</p> <p>なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。</p> <p>また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。</p> <p>ア 落札者は契約金額の100分の10以上 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。) の契約保証金 (入札保証金を納付したときは、その差額) を納付しなければならない。</p> <p>イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。</p> <p>なお、その価値は、債権金額 (ウ) にあつては、保証金額) と同額とする。</p> <p>(ウ) 利付国債</p> <p>(ク) 埼玉県債</p> <p>(ケ) 金融機関又は保証事業会社の契約保証証券</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者</p> <p>(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p>	<p>エ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>競争入札参加資格の確認において参加資格があるとされた者の中で、財務規則第94条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当する入札を行った者はこれを落札者としない。</p> <p>ア 当該入札価格によつては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札</p> <p>イ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められる入札</p> <p>(5) 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>(6) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(7) 仮契約の締結</p> <p>本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。</p> <p>なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結できない (契約辞退を申し出るものとする。)</p> <p>(8) 契約後の技術提案</p> <p>工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。</p> <p>(9) この公告に関する問い合わせ先</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話 048-830-2721 (直通) ファクシミリ 048-830-4727</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature of Services Required: Construction of a sludge incinerator at the 4th Nakagawa river basin sewage</p>
--	--

treatment plant.

(2) Application Acceptance Period :

By the electric bidding system or registered mail : Between 9 : 00 am, July 18 and 5 : 00 pm, July 20, 2007

(3) Contact Information :

Bidding Services Office, General Affairs Department Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi 330-9301 Telephone: 048-830-2721 Facsimile : 048-830-4727

埼玉県告示第九百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したのび、次のとおり公示する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

大型電子計算機によるシステム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌアイデザイン 千葉県香取市玉造3丁目1番5号

5 契約金額

60,480,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したのび、次のとおり公示する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム機器等賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部電子サービス推進室電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

102,931,776円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したのび、次のとおり公示する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム運用管理業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部電子サービス推進室電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

45,178,665円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したのび、次のとおり公示する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部電子サービス推進室電子申請システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(株) NTT東日本一埼玉・東芝ソリューション(株) 特定共同企業体 構成員 株式会社NTT東日本一埼玉 埼玉県さいたま市中央区新都心9番 地 東芝ソリューション株式会社 東 京都港区芝浦1丁目1番1号 上記代 表者 株式会社NTT東日本一埼玉 5 契約金額	72,477,750円	6 契約の相手方を決定した手続 随意契約	7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令第10条 第1項第2号に該当
---	-------------	-------------------------	--

埼玉県告示第九百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
東武新越谷駅ビル
越谷市南越谷四の四の一外
 - ロ 変更の概要
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 一万四千九百二十一平方メートル
(変更後) 一万四千五百九十五平方メートル
 - ハ 変更年月日
平成二十年一月二十三日
 - ニ 届出年月日
平成十九年五月二十二日
- 二 縦覧期間
平成十九年六月五日から平成十九年十月五日まで
- 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター
四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月五日から平成十九年十月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
平成十九年五月十七日
指令飯整第一八〇〇五四一号
- 二 検査済証番号

平成十九年五月三十日第十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字前久保字山子一
六五番二、一六六番二、大字川角字西
裏一四〇五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区板橋一丁目三五番一〇
号

株式会社 クリックス
代表取締役 加藤 勝栄

埼玉県告示第九百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
(1) 購入等件名及び数量

- 警察車 (無線警ら車) 11台
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成19年12月21日 (金)
- (4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成18年埼玉県告示第1543号) に基づき、「物品の販売」のうち「車輛・船舶・バイク・自転車」の A等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 (平成 8 年 6 月13日付け出物第180号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 製造しようとする物品について国土交通省に警察車としての新型自動車届出をして型式指定を受けていることが証明できること。ただし、それにより難い場合においては、埼玉県警察本部総務部装備課の承認を得ること。
 - (5) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられること。
 - (6) 納入する物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者

- の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 越智 電話048-832-0110 内線2245 フラクシミリ 048-824-4607
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する (事前に電話により連絡をすること)。
 - (3) 入札書受付期間
〒 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年 7 月20日 (金) 午前10時30分まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年 7 月19日 (木) 午後 5 時まで (必着)
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。また代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること (郵送の場合は不要)。
 - (4) 開札の場所及び日時
埼玉県警察本部総務部会計課 平成19年 7 月20日 (金) 午前11時
 - 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年7月13日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(2(4)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送、持参又はフレッキシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radio installed police car
(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., July 20 2007 By mail and in person ; 5 : 00 p.m., July 19, 2007

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			入間郡三芳町大字北永井字平野六三番一	地先から同郡同町	八・〇〇〇 一・二・六〇〇	二七二・八〇	交通安全対策事業
			大字藤久保字西九五五番一〇	地先まで	一〇・〇〇〇 二九・八〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
三芳富士見線	入間郡三芳町大字北永井字平野六三番一 地先から同郡同町 大字藤久保字西九五五番一〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年六月五日	延長二七二・八〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	入間郡三芳町大字上富字吉拓三〇二番二地先から同郡同町大字上富字吉拓三九二番一地先まで		九・一〇m 九・三〇m 九・一〇m 一八・〇〇m	四二二・八〇m	交通安全対策事業

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
三芳富士見線	入間郡三芳町大字上富字吉拓三〇二番二地先から同郡同町大字上富字吉拓三九二番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年六月五日	延長四二二・八〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、次

平成十九年六月五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年四月二十日

指令飯整第一八〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月三十日

飯整第一九〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字八幡八二二番二

番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字如意八二二番地

吉田 幸枝

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、次

平成十九年六月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年三月二十日

第一八〇一八七〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十九日

第一九〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字松原五九八

―三、五九八―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市脇田町一二―三 アーバンス

一階
株式会社イエスマイン 代表取締役
青山 威司

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成十九年六月五日
埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎 本 恵 樹
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線 名 さいたま栗橋線
 - 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧	久喜市大字樋ノ口七番一地先から同市大字下早見字大谷一六五〇番五地先まで	一七・八五 二四・〇五	六八八・二〇	昭和五十九年十月二日付け埼玉県告示第千三百九十三号の道路区域の一部変更である。
新		二〇・九九 四一・九〇		

埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十九年六月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示
公職選挙法及び同法施行令等執行規程(平成七年埼玉県選管告示第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(在外投票の投票用紙等の発送)

第三条 在外選挙執行規則(平成十一年一月二十六日自治省令第二号)第二十三条第三号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙(公職選挙法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。)又は補欠選挙が同項の規

定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が公職選挙法第三十三の二第三項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県選挙管理委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が公職選挙法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県選挙管理委員会が告示した日

2 公職選挙法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同

条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定に

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐渡一雄の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年六月五日

埼玉県監査委員 坂本隆信
 埼玉県監査委員 春日敏彦
 埼玉県監査委員 竹並万吉
 埼玉県監査委員 島田正一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
森田 亨	埼玉県上尾市中妻三丁目一八番地一五	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日

より読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とす
 附則
 この告示は、公布の日から施行する。

筑紫 徹	埼玉県本庄市前原二丁目二番三号	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日
内田 和男	埼玉県川越市脇田本町三二番地一九(二〇一号室)	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日
岡本 尚樹	埼玉県越谷市大字西新井一〇四一番地	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日
岩渕 和久	埼玉県新座市東一丁目二番一九号	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日
澤栗 利紀	東京都渋谷区西原二丁目二五番一三―八一―一号	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日
阿部 大亮	埼玉県所沢市北有楽町二二番二号	平成十九年六月五日～ 平成二十年三月三十一日

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年6月5日

埼玉県監査委員 坂本隆信
 埼玉県監査委員 春日敏彦
 埼玉県監査委員 竹並万吉
 埼玉県監査委員 島田正一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果	講じた措置
総合政策部 東部地域創造センター	平成18年2月の消防用設備点検の結果、屋内消火栓設備などの一部が不良と指摘されていたが、平成18年12月の時点でその補修を行っていたが、平成18年12月の時点でその補修を行っていたがなかった。	平成18年2月の消防用設備点検で指摘された5項目のうち、屋内消火栓にかかる受信機の表示不具合など4項目について、平成19年3月までに補修等が完了した。残る非常放送設備についても、改善に向けた検討を進めている。 今後、点検結果実施表のチェック体制の強化と情報の共有化を図り、改善が必要な場合、迅速に対応していく。
総務部 川越県税事務所	産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。	物品の廃棄処分にあたって、適正な事務処理を行うよう、制度の趣旨や関係法令等の確認を徹底するとともに、執行前のチェック体制を強化した。
危機管理防災部 防災航空センター	平成17年度防災ヘリコプターテレビ映像伝送用無線等設備保守点検業務委託料に係る支払いを、平成18年度予算から支出していた。	支払もれが発生しないよう支出負担行為の時点で共有化したリストに掲載し、履行検査日、請求書受理日、支出命令日、支払日を進行的都度入力することとして支払の確認を徹底した。
福祉部 福祉政策課	平成17年10月7日付けの監査委員告示第15号において、給与の支給誤りについて注意をしたにもかかわらず、扶養手当の認定漏れや通勤手当の誤支給等があった。再発防止に向けた取組が不十分であった。	再発防止のため、各手当の認定・支給事務について、漏れなく認定できるよう各職員の状況を聴取するとともに、認定簿と支給内容が一致するようにチェックを重ねることとした。
福祉部 社会福祉課	生活福祉資金貸付制度について、埼玉県社会福祉協議会が貸付及び償還の事務に当たっているが、平成17年度末で延滞利子を含めると未償還金10億8,300万円余、時効期限が到来している債権が4億3,500万円余ある。当協議会に対する指導が不十分であった。	埼玉県社会福祉協議会に対しては、平成18年6月6日に現地調査を行い、未償還債権の状況等を確認し、未償還債権の調査及び債権管理を徹底するよう指導した。 また、平成18年7月12日には、埼玉県社会福祉協議会に対し、毎年定期的に実施している指導検査を実施し、再度、適切に債権管理を徹底するよう指導した。
福祉部 精神保健福祉センター	平成17年度ダイケア医事会計システム保守管理業務委託契約書の仕様書において、本件業務に先立ち提出する実施計画書のうち、実	監査後速やかに、契約書、仕様書に記載のある書類の提出を受け、確認した。平成18年度は、仕様書の見直しを行い、契約締結後、速やかに必要書類の提出を

		<p>施方法、スケジュールの内容が受託者から提出されていない中で、11か月間業務を実施し、各月ごとに業務にかかる経費の支払いを行っていた。</p>	<p>受け、確認した。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>児童扶養手当過誤払返納金に係る債権について、平成17年度末で101件、約1,650万円を不納欠損処分した。福祉部から提出された資料によれば、時効の完成により消滅した債権の合計は、277件、約6,470万円であり、その一部を不納欠損処分している。時効の完成により消滅し、回収不能と認められた債権については、そのすべてを平成17年度において不納欠損処分すべきであった。</p> <p>債権管理は以下のとおりであり、極めて不十分な状況であった。</p> <p>ア 監査委員は、平成17年9月に知事へ提出した平成16年度埼玉県歳入歳出決算審査意見書において、「児童扶養手当過誤払返納金の収入未済額の圧縮に向けて文書、電話、訪問による催告を行うなど徴収体制の強化を図る。」ことを求めた。</p> <p>しかし、平成18年5月までは納入交渉の記録がなかった。平成18年6月以降は、平成18年8月から平成20年7月までの間に、時効の完成により消滅するおそれのある債権について、文書催告41件、電話催告3件が実施されたものの、債務者宅等への訪問による催告は行われていなかった。</p> <p>イ 平成17年度に不納欠損処分した債権101件について、時効の完成までに行われた催告等は、債務者宅等への訪問による催告が3件、電話連絡が8件、文書催</p>	<p>平成17年度末までに時効の完成により消滅し、不納欠損処分を行っていない債権(176件、48,236,620円)については、平成18年度末に不納欠損処分した。</p> <p>債権管理については、電話等の納入交渉も含め記録するとともに、債権関係書類等の債務者別管理を徹底することとした。また、時効完成が迫っている債権を中心に催告を強化し、適切に債権を管理することとした。</p> <p>ア 納入交渉記録については、従来から記載してきた法令上の必要事項に加え、十分ではなかった催告状況についても債務者別に整理することとした。債務者宅等への訪問による催告等も市町村と連携しながら行うこととした。また、時効完成が迫っている債権を中心に催告を強化し、適切に債権を管理することとした。</p> <p>イ 過誤払が発生した場合、早期に納入交渉を行うことにより、長期にわたる滞納が発生しないよう努めている。</p> <p>その結果、平成18年度については1月末現在で、</p>

産業労働部	北部産業労働セン	平成18年6月30日(第1786号)	<p>告が延べ215件であった。また、履行延期特約によるものは34件であった。さらに、不納欠損処分に当たり必要とされている児童扶養手当資格喪失届、返納確認書、履行延期申請書、生活状況申立書及び債権管理簿の写等が、決裁文書に添付されていなかった。</p> <p>ウ 債権管理簿には、債権管理を適正に行っていく上で必要な債務者の状況や納入交渉のてん末等の情報が記載されていないものが多数あった。また、児童扶養手当資格喪失届や返納確認書等の文書が個々の債務者ごとに整理されていなかった。</p> <p>さらに、児童扶養手当過誤払返納金の納期限後、速やかに催告が行われていないものが多数あった。</p> <p>エ 児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱第4条によれば、債務者の支払能力及び資産状況を総合的に判断して分割納付を決定することになっているが、債務者の支払能力及び資産状況等の調査が行われることなく、分割納付決定したものが多数あった。</p> <p>オ 債務者一人当たり100万円を超える過誤払返納金債権が8件あった。これらの債権が、児童扶養手当法施行規則第4条に規定する現況届出の審査の不備によるものか、同法第14条第5項に規定する虚偽の申請又は届出によるものかは、不明であった。</p> <p>障害者等就職相談員は障害者の雇用促進を</p>	<p>過誤払発生件数を9件まで抑制した。</p> <p>9件の内訳は、完納1件、分納中7件、交渉中1件となっている。</p> <p>なお、不納欠損処分の決裁時には、従前から児童扶養手当資格喪失届、返納確認書、履行延期申請書、生活状況申立書及び債権管理簿の写等の関係書類を添付していたが、今後は、決裁後も一体で保管することとした。</p> <p>ウ 納入交渉記録については、従来から記載してきた法令上の必要事項に加え、十分ではなかった状況についても、債務者別に整理することとした。また、児童扶養手当資格喪失届、返納確認書、履行延期申請書、生活状況申立書及び債権管理簿の写し等の関係書類についても、債務者別に整理するよう改めた。</p> <p>なお、財務規則に基づく督促状発行後の催告についても、速やかに実施することとした。</p> <p>エ 従前から、債務者から所得状況や資産状況について記載した生活状況申立書の提出を求めた上で、債務者の支払能力及び資産状況等の調査を行い、適正な分割納付の決定に努めてきたところであるが、不十分なものもあった。今後、実際に調査を担当する市町村との連携を強化することにより、より適正な決定を行うこととした。</p> <p>オ 債務者一人あたり100万円を超える過誤払返納金債権8件の発生原因は、児童扶養手当受給中の事実上の婚姻等による届出の遅延、及び公的年金の遡及支給によるものであった。</p> <p>今後も、このような多額の過誤払返納金債権の発生を抑制するよう、努めていくこととした。</p> <p>平成18年度は月間25件(年間300件)を目標に企業</p>
-------	----------	--------------------	---	---

ター		<p>目的に、月間15件(年間180件)を目標に企業訪問を実施しているが、平成16年度は10件、平成17年度は15件であった。</p>	<p>訪問を実施した。 平成19年3月末の見込みでは、403件の企業訪問を実施して、求人票172件、398人分の求人を開拓し、36名の障害者等の就職に結びつけた。</p>
産業技術総合センター	平成18年6月30日(第1786号)	<p>1 さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務委託契約を(株)スキップシティと締結しているが、契約額2億円以上と高額な委託契約であるにもかかわらず、徴取した見積書には見積金額の総額が記載されているのみで、見積内訳がなかった。今後の契約に当たっては見積内訳のある見積書を徴取した上で、実施すべきである。</p> <p>2 部品や材料等の依頼試験の実施費用として使用料を徴収しているが、同センター管理規則では、事前納付となっているにもかかわらず、一部において納入通知書による後納となっているものがあった。</p>	<p>1 平成19年度の契約に際しては、見積内訳のある見積書を徴取した。</p> <p>2 産業技術総合センター管理規則第10条にただし書きを加え、必要があると認めるときは、使用料の後納も可能となるよう改正した。</p>
企業局	大久保浄水場 平成19年2月27日(第1853号)	<p>沈下ん池目地修繕工事では建設廃棄物の処理について特記仕様書で定められているが、この特記仕様書が契約書に綴じ込まれていなかった。建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適法に処理されていることを確認していたが、請負業者から提出された施工計画書に建設廃棄物処理に関する計画の記載が漏れていたほか、請負業者が特記仕様書で指定した事業者以外で建設廃棄物処理していたなど、施工管理が不十分であった。</p>	<p>再発防止のため、契約書添付書類の確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制とするなど見直しを図った。 また、建設廃棄物の処理について、職場研修を実施し廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を周知するとともに、施工計画書のチェック及び工事記録書等による施工管理の徹底を図る。</p> <p>1及び2 造成工事の施工に当たっては、全体工程計画や仮設道路計画を立て、施工管理を徹底するとともに、ヒューム管等の埋設仮設物は、撤去漏れを防止するため、目印を立てるなどの管理を行う。</p>
地域整備事務所	平成19年2月27日(第1853号)	<p>1 加須下高柳工業団地の賃貸済み商業用地で、商業施設の建設中に、企業局が仮設道路築造工事の際に埋設したヒューム管が見された。企業局は、貸主の責任として、埋設物撤去工事を行い、工事代金1,995,000</p>	

			<p>円を支出したが、ヒューム管は、造成工事において撤去すべきものであった。</p> <p>2 羽生下川崎産業団地で、平成17年に分譲した工業用地から建設廃材が発見され、企業局は売主の責任として、試掘及び土入替え工事を行い、工事代金22,570,800円を支出した。この土地は、平成9年に締結した羽生下川崎工業団地造成事業に係る用地の代行買収に関する協定書に基づき、羽生市土地開発公社が代行買収したものであったが、企業局が用地買収時に試掘調査を行うなどの必要ナリスク回避策をとっていれば、この支出は防げたものであった。</p> <p>3 消防設備については、消防法施行規則に基づき消防庁告示により6月毎(年2回)の点検が定められているにもかかわらず、年1回の点検を内容とする点検契約を締結していた。</p>	<p>また、建設廃材などの地下埋設物が存する土地の購入のリスクを低減するため、用地買収に当たっては、現地調査の実施や交渉経緯の記録などの管理を適切に行うとともに、用地及び工事担当者には、買収用地について詳細な引継ぎを行い、情報の共有化を徹底する。</p> <p>さらに、これらの教訓を今後の工業団地造成事業に活かすための取組として、造成工事全般に関し具体的留意事項を定めた「地域整備事業の実施マニュアル」を作成し、マニュアルに基づき進捗管理を行う。</p> <p>また、これらの問題をケーススタディとして企業局職員研修に盛り込み、具体的、実践的な研修を行う。</p> <p>3 消防設備点検については、法令上、年2回の機器点検が定められているため、未実施であった2回目の機器点検を平成19年3月19日に実施した。今後は、法令等に基づき適正に点検を実施する。</p>
教育局	上尾橋高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>電気定温乾燥機など産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。</p>	<p>再発防止のため、物品の廃棄処分の事務に当たっては、関係法令等の確認と執行前のチェック体制を強化した。</p>
	所沢商業高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>プリンターなど産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。</p>	<p>再発防止のため、物品の廃棄処分の事務に当たっては、関係法令等の確認と執行前のチェック体制を強化した。</p>
	羽生実業高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>平成18年度のコンプ्यूータ教室用機器等賃貸契約に当たり、定期保守の時期が明示されていないなかった。また、契約書に添付すべき仕様書がなく、定期保守の実績報告書の書式も定められていなかった。</p>	<p>平成19年度の契約から、契約書に定期保守の時期を明示し、仕様書と定期点検保守実施報告書を添付することとした。</p>

羽生第一高校	平成18年12月15日(第1834号)	ロッカーなど産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。	再発防止のため、物品の廃棄処分の事務に当たっては、関係法令等の確認と執行前のチェック体制を強化した。
大宮武蔵野高校 志木高校	平成19年2月27日(第1853号)	産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。	再発防止のため、物品の廃棄処分の事務に当たっては、関係法令等の確認と執行前のチェック体制を強化した。
伊奈学園総合高校	平成19年2月27日(第1853号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育機器等の充実など、教育活動の結果として生じる直接的利益が生徒個人に還元されるものに係る経費を生徒から徴収しているが、その経費で職員用パソコン16台を購入したことは適切ではなかった。 2 平成18年度の備品購入において、当初購入計画にはなかったソファベッドが購入され、社会科研究室に設置されていた。備品の購入に当たっては、その必要性・妥当性について十分考慮して行うべきであった。 3 グラウンドとテニスコート脇の散水配管漏水修繕において、合理的な理由がないにもかかわらず、2件に分割して発注していた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 再発防止のため、県費で負担すべき物品の購入について、団体会計から執行しないことを徹底した。 2 物品の購入に当たっては、その必要性を十分精査し、用途に最適なものを選定するよう教職員に周知徹底した。 3 再発防止のため、連続して発生した同一工事種目の修繕については、緊急性や必要性を十分に見極め、安易に分割発注をすることなく、可能な限り一括発注するなど経費節減に努めることとした。
三郷北高校	平成19年2月27日(第1853号)	産業廃棄物の処理委託では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、契約書を作成しなければならないとされている。しかし、契約書を作成することなく廃棄物処理の委託を行っていた。また、この処理にかかる費用を後援会計から支出していた。	再発防止のため、物品の廃棄処分の事務に当たっては、関係法令等の確認と執行前のチェック体制を強化した。また費用負担については、全額県費で支出することとした。
飯能南高校	平成19年2月27日(第1853号)	恒時的に年間130万円を超える事業所得及び不動産所得を得ている家族について、確定申告により所得を確認する際に、本来必要と	再発防止のため、手当認定後も定期的に再確認を行い、現況を細かく把握し、適正な事務処理に努めることとした。

	本庄高校	平成19年2月27日(第1853号)	認められない減価償却費等の経費までも控除し、扶養手当の対象にしていた。	再発防止のため、今後、契約事務等、財務事務の執行に当たっては、財務規則等の厳正な解釈と運用に努めていくとともに、チェック体制を強化することとした。
2 監査の結果「注意」とした事項			予定価格が100万円を超える樹木維持管理業務委託契約に当たり、「専門的な技術を要する手作業となる特殊性」があることを理由に随意契約としたが、現に5者から見積書を徴取していることから、その必要性は低く、競争入札を行う必要があった。	

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置	
総合政策部 東部地域創造センター	平成19年2月27日(第1853号)	コミュニティ施設特別整備事業補助金において、実績報告書にある工事請負契約書の工期と工事検査調書の工期に乖離があった。書面による工期変更契約書を取り交わすよう市町村指導を行うべきであった。	再発防止のため、管内市町に対し、工事検査に当たっては契約書など工事関係書類の確認も徹底し、適切な処理を行うよう文書により周知徹底した。今後とも、市町担当者会議などの場において、補助事業の適切な実施について指導していく。	
総務部 朝霞県税事務所	平成19年2月27日(第1853号)	200万円を超える高額滞納者に対する滞納整理において、長期にわたり滞納者との交渉がないなど、納税折衝が十分でないものがあった。	現在は一軒200万円以上の滞納事案については、四半期毎に所長によるヒアリングを実施するなど適切な進行管理を行っている。	
	飯能県税事務所	平成19年2月27日(第1853号)	消防用設備保守業務委託契約において、委託料を2回に分けて支払っていたが、契約書には支払時期及び支払金額の内訳が定められていなかった。	今後は支払時期及び支払金額の内訳を契約書に明示することとした。
	青少年課	平成18年10月3日(第1813号)	県から事業の委託を受け、課の分室において事業を実施していた任意団体に対して、契約が終了した後も課の分室を一時利用させていた。	当該団体の一時利用は、平成18年度末をもって解消した。
福祉部 福祉政策課	平成18年10月3日(第1813号)	「豊かな地域福祉づくり推進事業補助金交付要綱で規定する知事の定め」では、民間団体に對する補助事業において、補助対象となる工事請負費については、複数の見積書を徴取することになっているが、徴取していない	事業者に対し、補助対象となる工事請負費について、複数の見積書を提出するように、指導を徹底することとした。	

			事例があった。	
社会福祉課	平成18年10月3日(第1813号)	社会福祉施設職員の産休等代替職員費補助事業において、任用承認や補助金交付申請の手続きが遅れている事例が多数あった。	再発防止のため、補助申請業務について、要綱に定められた時期を守るよう、事前相談時等に補助申請者を指導し、支給が遅れることのないよう適切な事務処理を行うこととした。	
長寿社会政策課	平成18年10月3日(第1813号)	奥武蔵あじさい館管理委託契約において、受託者である財団法人いきいき埼玉は、機械室冷温水器点検及び浴槽給水ポンプ保守点検について、第三者への再委託を県の承諾なしに行っていた。	再発防止のため、受託者に対し、第三者への再委託に係る適正な事務処理の徹底について指導するとともに、再委託を行っている全ての業務について、実地確認を行い、適正な事務処理を確認した。	
障害者福祉課	平成18年10月3日(第1813号)	ひきこもり訪問サポート事業委託において、実績報告書受領後10日以内に行うこととなっている検査を行わず、また、概算払いした経費の精算も行っていなかった。	監査後、委託事業者から提出された実績報告書により、委託事業の適正な実施を確認できたため、概算払いの精算を行った。再発防止のため、委託業務の進捗状況について一覧表を作成することにより、チェック体制を強化した。	
こども安全課	平成18年10月3日(第1813号)	1 埼玉学園の公舎家賃の未納について、督促の発行をしていなかった。また、債権管理簿に納入通知書発行日が記載されていなかった。 2 思春期保健相談事業委託契約において、事業の実施は「思春期保健相談事業実施要領」に基づくと規定されているが、契約書の中で、その実施内容が定められていないため、委託内容が不明確であった。	1 未納分については、納入通知書により、納入された。また、再発防止のため、債権管理について、チェック体制の強化、滞納整理表の作成など見直しを行い、督促状の発行もれ、債権管理簿の記入もれがないよう適正な事務処理を行うこととした。 2 委託事業の内容を明確にするため、契約に際しては、契約書の中に仕様書を定めるようにし、適正な契約事務の処理を行うこととした。	
精神保健福祉センター	平成18年10月3日(第1813号)	扶養手当及び住居手当の認定に当たり、収入のある配偶者の所得を確認していないものが少なからずあった。	各手当の認定について、職員からの関係書類の提出や状況聴取をきめ細かく行うなど、所得確認を行い、適正かつ正確な事務処理を行うこととした。	
総合リハビリテーションセンター	平成19年2月27日(第1853号)	1 酸化エチレンガス滅菌装置等保守点検業務委託において、具体的な定期保守内容を示した特記仕様書の作成ができていなかった。 2 高圧蒸気滅菌装置等保守点検業務委託契	1 監査での指導を受け、平成19年度から、定期保守内容が確認できる特記仕様書を作成することとした。 2 監査後速やかに、受託者から下請承認願の提出を	

			約において、受託者は第三者への再委託を承諾なしに行っていた。	受け、再委託を承認した。再発防止のため、受託者に対し、第三者への再委託に係る適正な事務処理の徹底について指導した。
	南児童相談所	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年12月の消防設備保守点検の結果、耐用年数をかなり経過している消火器について交換が指摘されていたが、平成18年10月の時点で交換がされていなかった。	平成19年1月31日に、耐用年数を経過していた消火器を、すべて新しいものに交換した。
	川越児童相談所	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度のメンタルフレンド訪問援助事業に係る報償費において、活動の報告を確認しないまま支払いをしたり、その報告があったにもかかわらず支払いを怠っているものがあった。	監査後速やかに、誤払いについては戻入を、支払い漏れについては支払いを行った。再発防止のため、活動報告を確実に把握し、実績に基づいて支払うことを職員に徹底した。
	埼玉学園	平成19年2月27日(第1853号)	東側ネットフレンズはり替工事と北側ネットフレンズはり替工事について、同時期であることから合算して競争入札に付すべきであったにもかかわらず、別々に発注されていた。	再発防止のため、適正かつ正確な契約事務を行うことを職員に徹底した。
保健医療部	所沢保健所	平成19年2月27日(第1853号)	特定給食施設等へ個別指導を実施したが、埼玉県健康増進法細則第3条に基づく栄養管理指導票の交付をしていなかった。	栄養管理指導票の適正な交付手続きについて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。
	比企福祉保健総合センター	平成19年2月27日(第1853号)	心身障害者デイケア事業費補助金の送迎車購入費補助について、車両購入の実績が把握できる書類を提出させるべきであった。また、初度設備費補助について、印鑑やコピー用紙代等を補助対象経費として認めていた。	送迎車購入費補助については、当初提出させた領収書のほかに、購入した車両の写真及び車検証の写しを提出させた。 初度設備費補助のうち、印鑑代については、作成したものが代表者印であり、備品として管理するものであるため、初度設備の補助対象経費として認められるものであることを確認した。また、コピー用紙代等については、補助対象経費としてふさわしくないため、実績報告の初度設備費の金額から除き、改めて補助金の額の確定を行った。(結果として、初度設備費の実績額は補助基準額を超えており、補助確定額の変更はなかった。)
	埼玉南福祉保健総合センター	平成19年2月27日(第1853号)	生活保護費返還金の債権管理において、督促状を発行していないものがあつた。また、	平成19年2月6日に督促状を発行した。また、納入交渉について記録を作成、整理した。

			納入交渉についての記録が作成されていないものがあつた。	
	川口保健所	平成19年2月27日(第1853号)	養育医療給付においては、給付対象児童の扶養義務者の所得税の課税状況により、一部自己負担金が発生する。平成17年8月及び9月に行つた徴収手続きにおいて、それぞれ翌月に過誤が判明したにもかかわらず、減額の決定を行つたのが平成18年8月になつてからであつた。	自己負担金の調定事務において、過誤通知を受領した場合には、速やかに事実関係を確認することとした。また、必要に応じて関係書類の提出を求めるなど、遅滞なく対応することとした。
	衛生研究所	平成19年2月27日(第1853号)	吸収冷温水機保守業務委託契約や研究棟のクリーニング等保守業務委託契約において、複数の業者から見積書を徴収して契約すべきところ、1者随意契約していた。	研究棟のクリーニング等保守業務委託契約については、平成19年度から業務内容を精査し、指名競争入札を実施することとした。吸収冷温水機保守業務については、平成19年度から管財課で一括契約されることとなつた。
農林部	秩父農林振興センター	平成19年2月27日(第1853号)	県費単独補助事業として、山村生活安全対策事業を実施しているが、補助事業の履行確認が次年度に行われていた。	年度内精算を改めて事業主体に周知するとともに、年度内に履行確認が行えるよう終期を設定するよう徹底した。
	加須農林振興センター	平成19年2月27日(第1853号)	1 地質調査委託業務の変更契約に当たつて、土木工事委託業務監督要綱に基づく所長への変更報告書が提出されていなかった。 2 県費単独補助事業の執行に当たつて、複数の事業で補助事業の履行確認が次年度に行われていた。	1 変更契約を行うに当たつては、土木工事委託業務監督要綱第14条に基づき、所長へ変更報告書を提出するよう徹底した。 2 年度内精算を改めて事業主体に周知するとともに、年度内に履行確認が行えるよう終期を設定するよう徹底した。 また、実績報告書の受理後は、まとめて履行確認するのでなく、その都度処理するよう徹底した。
	寄居林業事務所	平成19年2月27日(第1853号)	1 森林管理道の開設工及び測量設計委託業務の変更契約に当たつて、土木工事委託業務監督要綱に基づく所長への変更報告書が提出されていなかった。 2 県費単独補助事業として、森林の担い手育成対策事業を実施しているが、補助事業の履行確認が次年度に行われていた。	1 変更契約を行うに当たつては、土木工事委託業務監督要綱第14条に基づき、所長へ変更報告書を提出するよう徹底した。 2 年度内精算を改めて事業主体に周知するとともに、年度内に履行確認が行えるよう終期を設定するよう徹底した。 また、実績報告書の受理後は、まとめて履行確認

県土整備部	東松山県土整備事務所	平成18年12月15日(第1834号)	橋梁架換工事において、河川管理者が協定に基づく完了通知書を道路管理者から受領せずに負担金を支出していた。	するのではなく、その都度処理しよう徹底した。
	越谷県土整備事務所	平成18年12月15日(第1834号)	道路整備工事のために必要な土地の賃貸借契約締結に当たり、契約書に契約年月日が記載されていないかった。	今後は、十分な注意を払い、河川管理者が道路管理者から完了報告書の受領確認をし、清算しよう指導徹底を図った。
北本県土整備事務所	北本県土整備事務所	平成19年2月27日(第1853号)	総合治水対策特定河川工事(通常)(掘削工その5)は、平成18年6月20日付けで、土木工事監督要綱に基づく工事変更報告がなされ、1,255万余円の増額及び工期の変更(平成18年2月7日から18年6月30日を18年8月21日まで延長)契約が締結されていた。この変更契約に係る施工業者との協議は、同年4月18日に行われていた。土木工事監督要綱において、監督員は、工事内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに報告する旨が規定されているにもかかわらず、報告まで2か月以上経過しているなど、契約変更手続きが適正でなかった。	今後は、契約変更に当たっては土木工事監督要綱に基づき、監督員は速やかに変更報告を行い、適正に手続するよう職員に周知徹底した。
	秩父県土整備事務所	平成19年2月27日(第1853号)	街路整備工事(調査業務委託)は、平成17年11月28日から平成18年3月10日までを履行期間として調査業務を実施していたが、追加調査が必要となったため平成18年3月7日に39万余円の増額変更契約を締結している。この変更契約日と同日付けで、委託業務完了通知が提出されていた。	再発防止のため、「埼玉県標準委託業務契約約款」及び「埼玉県土木工事委託業務監督要綱」に基づき事務処理を行うことを徹底した。また、決裁時のチェックを強化することとした。
都市整備部	伊奈新都市建設事務所	平成19年2月27日(第1853号)	伊奈特定土地区画整理事業街路築造(その4)工事は、平成17年8月26日付けで、土木工事監督要綱に基づく工事変更報告がなされ、1,237万余円の増額及び工期の変更(平成17年1月21日から17年8月31日を17年9月30日まで延長)契約が締結されていた。この変更	職員に対し、土木工事監督員要綱に基づく監督員が行うべき諸手続き並びに諸報告の遵守とこれに基づいた適正な契約変更手続きを行うよう、職場内会議を通じて周知徹底した。

	<p>営繕工事事務所</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>契約に係る施工業者との協議は、同年5月16日に行われていた。土木工事監督要綱において、監督員は工事内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに報告する旨が規定されているにもかかわらず、報告まで3か月以上経過しているなど、契約変更手続きが適正でなかった。</p>	<p>今後このようなことがないよう、職員に、財務事務について再確認をさせ、適正な執行を行うよう注意するとともに、相互チェックを完全に行うよう再発防止の徹底を図った。</p>
<p>企業局</p>	<p>行田浄水場</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>平成17年10月の消防設備点検の結果、自動火災報知設備等について、交換、修繕が必要とされた箇所があったが、平成18年2月末の点検の時点でも補修されていなかった。</p>	<p>自動火災報知設備等の交換、修繕が必要とされた箇所は、平成18年3月16日に補修した。 今後は、年2回実施する消防設備等のそれぞれの点検結果に基づき、直ちに補修することとし、それ以外においても、不良箇所が判明した場合は速やかに対応する。</p>
<p>教育局</p>	<p>上尾橋高校</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>1 修学旅行の生徒を引率する教員の旅費を後援会計から支出していた。 2 平成17年度のコンピュータ教室用機器等賃貸借契約にかかる保守点検仕様書において、「月1回程度の保守・状況確認を実施すること」を規定している。しかし、保守点検報告書で確認できたのは2回のみであった。また、保守の実施状況を検査確認のうえコンピュータ教室用機器等賃貸借料の支払いをすべきであったが、これを行っていないかった。</p>	<p>1 再発防止のため、旅行命令の精査と、旅費執行状況の定期的な確認を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化し、今後、県費で支払うべき旅費を後援会計から支出することのないようにした。 2 コンピュータ教室用機器等賃貸借契約において、毎月1回の保守点検後に作業報告書を提出させ、保守の実施状況を検査確認のうえ、賃貸借料を支払うこととした。</p>
	<p>上尾南高校 春日部高校</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>平成17年度に実施された研修承認において、校長の承認を得ることなく研修場所が変更されていたものがあった。このような場合においては、事前に変更承認を受けることが必要である。</p>	<p>再発防止のために事前の指導・確認を徹底し、決裁時のチェック体制を強化した。</p>

大宮高校	平成18年12月15日(第1834号)	需用費の防水塗装修繕と工事請負費の塗装改修工事について、合算すると競争入札に付すべきであったにもかかわらず別々に発注されていた。	再発防止のため、修繕工事の執行に当たっては、執行計画を作成して発注内容の事前確認を徹底することとした。
榑川高校	平成18年12月15日(第1834号)	樹木維持管理業務委託契約において、具体的な委託内容を示した仕様書が作成されていなかった。	樹木維持管理業務委託契約において、具体的な委託内容を示した一覧表及び図面を仕様書として作成し、契約書に添付した。また、再発防止のため、決裁時のチェック体制を強化した。
榑川高校 秩父理工科学高校 蓮田高校 皆野高校	平成18年12月15日(第1834号)	平成17年度承認研修において、研修承認願の内容と研修報告書の内容とに著しい乖離があるといった事例があったが、変更の手続きが取られていなかった。	再発防止のため、研修内容の変更がある場合には、速やかに研修内容の変更を願い出るように指導するとともに、研修報告書受領の際、研修承認願と研修報告書内容等の確認を行い、決裁時のチェック体制を強化した。
春日部女子高校	平成18年12月15日(第1834号)	京都市の高等学校に先進校視察として出張した教員3名分の旅費を後援会会計から支出していた。	再発防止のため、旅行命令の精査と、旅費執行状況の定期的な確認を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化し、今後、県費で支払うべき旅費を後援会会計から支出することのないようにした。
春日部女子高校 北本高校	平成18年12月15日(第1834号)	図書の購入において、複数の相手からの見積書徴取を要しない10万円未満の金額に分割して購入していた。	再発防止のため、図書の購入にあたっては、埼玉県財務規則等の再確認と、計画的な購入を徹底し、公正性・経済性を損なうことのない事務執行を行うこととした。
川口工業高校	平成18年12月15日(第1834号)	「父母負担の軽減について」(昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知)では、団体会計による職員の雇用は、所要経費の増加や勤務条件に係る問題も懸念されることなどから好ましくないとしているが、求人応募に係る繁忙期の事務処理のための進路業務を補助させるため、後援会会計で職員を雇用していた。	「父母負担の軽減について」(昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知)の趣旨を尊重し、平成18年度から後援会で職員を雇用することを廃止した。
川越工業高校	平成18年12月15日(第1834号)	教育活動の結果として生じる直接的利益が、生徒個人に還元されるものに係る経費を生徒から実習費として徴収しているが、化学技術利用の実習用パーソナルコンピュータを生徒	今後、生徒から徴収した実習費の執行は、生徒に直接的に還元される経費のみとすることとした。

			個人に還元されるものとして実習費で調達したことは適切ではなかった。	
川越女子高校	平成18年12月15日(第1834号)	「父母負担の軽減について」(昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知)では、団体会計による職員の雇用は、所要経費の増加や勤務条件に係る問題も懸念されることなどから好ましくないとしているが、図書館司書業務を補助させるため、後援会会計で職員を雇用していた。	平成19年度から、図書館業務の補助を、団体会計雇用職員の業務から廃止することとした。	
騎西高校	平成18年12月15日(第1834号)	平成17年度樹木剪定業務委託契約において、剪定樹木は現場指示で特定されていたが、仕様書に添付されるべき樹木の位置などを示す図面が作成されていなかった。	再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、確認事項の一覧を作成するとともに、複数の職員でチェックを行うこととした。	
芸術総合高校	平成18年12月15日(第1834号)	平成17年度のコンピュータ教室用機器等賃貸借契約において、保守点検業務の実施内容を定めた保守点検結果票様式が規定されていなかった。	平成18年度から、保守点検業務の実施内容を定めた保守点検結果票様式を作成し、契約書に添付した。	
鴻巣高校	平成18年12月15日(第1834号)	鴻巣高等学校教育後援会の冷水機設置に係る行政財産の使用許可が、平成14年度から行われていなかった。	教育後援会による冷水機の設置については、行政財産使用許可申請書を提出するよう指導した。再発防止のため、設置状況等の確認事務の徹底を図るとともに、適正な事務処理を実施するよう、財務規則等の確認を事務職員に指導した。	
越谷西高校	平成18年12月15日(第1834号)	平成17年度に実施された承認研修において、校長の承認を受けることなく研修場所が自宅に変更されていたものがあった。このような場合においては、事前に変更承認を受けることが必要である。	全職員に対して、研修の場所や内容を変更する場合には、事前に変更承認を受けるよう周知徹底した。	
幸手高校	平成18年12月15日(第1834号)	平成17年度の消防設備保守点検業務委託において、不定期保守業務の検査確認を行わないまま、定期保守業務が終了した時点で上半期委託料を支出していた。	再発防止のため、契約の履行確認については、契約書及び仕様書等と検査調書等を照合するようチェック体制を強化した。	
草加高校	平成18年12月15日(第1834号)	学校歯科医に対して、臨時歯科健診に係る報償費が支払われていたが、臨時歯科健診は	再発防止のため、学校医・学校歯科医の職務内容を再確認するとともに、決裁時のチェック体制を強化し	

			<p>学校歯科医業務の範囲内の業務であり、支払うべきではなかった。</p>		
秋父農工科学高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>年末調整事務説明会への出張など県費で支払うべき旅費を後援会計から支出していた。</p>	<p>再発防止のため、旅行命令の精査と、旅費執行状況の定期的な確認を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化し、今後、県費で支払うべき旅費を後援会計から支出することのないようにした。</p>		
常盤高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>看護専攻科の生使用に後援会が設置した複写機について、行政財産使用許可を行っていないかった。</p>	<p>再発防止のため、団体からの複写機の設置にあたっては、行政財産使用許可申請書を提出するよう指導し、複数の職員で設置内容の確認を行うことによりチェック体制の強化を図るとともに、財務規則等の再確認を徹底するよう担当職員に指導した。</p>		
羽生実業高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>健康管理医(産業医)委嘱契約書では、委託料の支払いは半期ごとに分けて支払うことになっているが、半期の期限到来前に支払いをしていた。</p>	<p>平成18年度下半期から、健康管理医の職務内容の充実を図るとともに、委託業務の完了を確認してから支出することとした。さらに再発防止のため、契約事務の執行にあたっては、実施要綱、契約書及び関係法令等に準拠した適正な事務処理が行われるようチェック体制を強化した。</p>		
吉川高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>1 樹木管理業務委託契約において、剪定を行う樹木を示す図面等の仕様書が作成されていないかった。 2 産業廃棄物処理に当たって、収集運搬業務委託と処理業務委託の2件の委託契約にもかかわらず、作成された予定価格調書は1件のみであった。本来は委託契約案件ごとに予定価格調書を作成し、別々に見積書を徴取したうえで契約締結をすべきである。</p>	<p>1 樹木管理業務委託契約を締結する際は、契約書付属の仕様書に、剪定樹木を明示した図面を添付することとした。 2 再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、関係法令及び埼玉県財務規則等の確認を徹底するとともに決裁時のチェック体制を強化した。</p>		
本庄養護学校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>消防用設備保守点検業務、浄化槽維持管理業務等の委託契約において、業務は仕様書に基づき実施されていたが、契約書には仕様書と異なる誤った点検回数が記載されていた。</p>	<p>再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、自己検査の徹底とチェック体制の強化を図った。</p>		
川越高校	平成18年12月15日(第1834号)	<p>「父母負担の軽減について」(昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知)では、団体会計による職員の雇用は、所要経費の増</p>	<p>後援会計で雇用する職員については、保護者からの強い要望があるところであるが、通知の趣旨を鑑み、廃止も含めて保護者等とともに検討することとした。</p>		

			加や勤務条件に係る問題も懸念されることなどから好ましくないとしているが、図書館司書の勤務時間外での生徒利用対応及び司書業務を補助させるため、後援会会計で職員を雇用していた。	
熊谷図書館	平成19年2月27日(第1853号)	消防用設備保守委託契約において、委託の対象とする設備の内容が具体的に定められていなかった。	再発防止のため、契約書起草時において、契約書と業務仕様書の内容について綿密に点検し、さらに決裁時におけるチェック体制を強化した。	
近代美術館	平成19年2月27日(第1853号)	美術館施設管理(空調設備保守・運転・中央監視)業務委託契約において、現場責任者及び技術管理者が変更されたにもかかわらず、変更通知書が提出されていなかった。	委託事業に係る契約内容及び業務の実態を改めて精査し、今後同様の事態が生じないよう、委託者、受託者双方で確認を行った。	
自然の博物館	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度くん蒸業務委託契約において、複数の相手方からの見積書の徴収が必要であったにもかかわらず、1者随意契約を行っていた。	再発防止のため、埼玉県財務規則等の財務関連規定の再確認を徹底するとともに、執行同いの段階で契約内容についての確認を徹底するなどの見直しを行い、契約事務の適正化を図った。	
岩槻商業高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成18年3月の防火設備点検の結果、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、防排煙制御設備について不良が指摘されていたが、平成18年9月の点検後まで補修を行っていなかった。	消防設備点検報告の内容について、補修を行った。また、再発防止のため、点検結果報告書の速やかな回覧・決裁等、校内の連絡体制の強化を図るとともに継続的に安全確保の徹底を職員に周知した。	
浦和商業高校 坂戸高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度承認研修において、校長の承認を受けることなく研修場所が自宅に変更されていたものがあった。このような場合においては、事前に変更承認を受けることが必要である。	研修場所等が変更される際には、事前に改めて承認を願うよう指導を徹底した。	
大宮東高校	平成19年2月27日(第1853号)	プール循環浄化装置保守点検業務委託契約において、不定期保守契約期間満了前に検査確認し、支出していた。	契約書付属の仕様書の内容の見直しを行い、今後は、不定期保守契約期間満了後に検査確認し、支出することとした。また、検査員は、厳正な契約履行確認に努めていくこととした。	
大宮南高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度の樹木等管理業務委託契約において、実施する業務の内容及び樹木の位置が	樹木管理業務委託について、実施する業務の内容及び樹木の位置を明確に規定するなど、仕様書の見直し	

			明確に規定されていなかった。	を行った。
川口高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成18年度の修学旅行の実施に当たって事前に現地調査を実施しているが、その費用の一部を後援会会計から支出していた。	再発防止のため、修学旅行の実施に当たっての事前現地調査については、全額県費から支出することを徹底した。また、県外出張承認時に旅行費用の把握を徹底し、旅費予算の計画的執行をすることとした。	
川口青陵高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度において、回転釜とゆで麵器の購入に際し、執行予定額が50万円以上となるにもかかわらず分割して発注し、出納局長への物品購入見積依頼を行っていなかった。	再発防止のため、財務規則等に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック体制を強化することとした。	
川越西高校	平成19年2月27日(第1853号)	空調設備保守点検業務委託において、再委託に出されているが、学校は業者から再委託にかかる報告を受けておらず、その状況の把握がなされていなかった。	再発防止のため、業務委託契約の内容確認を徹底した。また、決裁時のチェック体制を強化した。	
熊谷高校	平成19年2月27日(第1853号)	<ol style="list-style-type: none"> 平成18年8月の研修において、校長の承認を受けることなく研修場所が自宅に変更されていたものがあった。このような場合においては、事前に変更承認を受けることが必要である。 賞金の支払いについては、労働基準法第24条第2項により、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと規定されているが、図書館開放事業の管理指導員の賞金について、3か月分をまとめて支払っているものがあった。 定時制課程の生徒を対象とする給食費(夜食費)会計において、夜食費補助金を生徒に交付せず、「高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費並びに通信制課程教科書学習書給与費補助実施要領」に基づく会計処理が行われていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 研修場所等が変更される際には、事前に改めて承認を願い出るよう指導を徹底した。 賞金の支払いについては、労働基準法第24条第2項等関係規定の再確認を行い、毎月1回支払うことを徹底した。 平成19年度から、「高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費並びに通信制課程教科書学習書給与費補助実施要領」に基づく会計処理を行うこととした。 	
熊谷工業高校	平成19年2月27日(第1853号)	埼玉県立学校職員服務規程第7条第1項によると「職員は、校長の定める執務開始時間	再発防止のため、職員会議等で全職員に対して指導を行い、服務規程の周知徹底を図った。	

			<p>までに出勤し、ただちに所定の出勤簿に自ら捺印しなければならない。」とされている。しかし、当校の出勤簿の捺印状況において、複数の教職員が半月以上捺印していなかった。</p>	
越谷総合技術高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>学校用地の一部に民有地を有しているが、地権者との間で土地賃貸借契約の協議が整わず、平成15年4月から契約のない状態となっていた。</p>	<p>これまでの経過を整理し、地権者との協議を行った。早期に土地賃貸借契約が締結できるよう、地権者との協議を継続的に行っていくこととした。</p>	
坂戸高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>1 平成17年度に学校行事として行った生徒の海外ホームステイにおいて、生徒を引率する教員2名分の旅費のうち、宿泊費を後援会計から支出していた。</p> <p>2 平成17年度樹木剪定管理業務委託契約書において、剪定を行う樹木の位置を示す図面が添付されていなかった。</p>	<p>1 平成18年度から、学校行事として計画する生徒の海外ホームステイにおいて、生徒を引率する教員の旅費については、全額県費から支出することとした。</p> <p>2 平成18年度から、樹木剪定管理業務委託契約書を作成する際には、契約書付属の仕様書に剪定を行う樹木の位置を示す図面を添付することとした。</p>	
坂戸西高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>校舎の大規模改修に伴い、校舎内の荷物の移動を業者に依頼した。その代金が50万円以上であったにもかかわらず、請書を徴取していなかった。</p>	<p>業務実施業者から請書を徴取し、支出証処書に添付した。また、再発防止のため、財務規則の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。</p>	
白岡高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>「父母負担の軽減について」(昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知)では、団体会計による職員の雇用は、所要経費の増加や勤務条件に係る問題も懸念されることなどから好ましくないとしているが、求人票のデータ処理などの進路業務を補助させるため、後援会計で職員を雇用していた。</p>	<p>後援会計で職員を雇用することは、平成18年度末をもって廃止することとした。</p>	
南稜高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>体育授業用消耗品の購入において、同一日に見積依頼し、複数業者からの見積書の徴取を要しない10万円未満の金額に分割して購入していた。</p>	<p>再発防止のため、物品の購入に当たっては、埼玉県財務規則等の関係法令を踏まえ、同様なものをはじめとして発注し、計画的な予算執行を図ることとした。</p>	
鳩山高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>車椅子用の階段昇降機修理において、複数の相手からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、1者のみであった。</p>	<p>再発防止のため、財務規則等を再確認し、複数の業者からの見積書の徴取を徹底した。</p>	

3 監査の結果「意見」とした事項
(1) 対象機関への意見

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
飯能南高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度樹木剪定業務委託契約において、仕様書に添付されるべき別紙内訳書及び樹木の位置を示す配置図が添付されていないかった。	再発防止のため、財務規則等に従い、執行伺い等の内容の審査体制及び契約書起案時のチェック体制を強化した。
松伏高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度に実施したグラウンドの芝生化工事において、施工箇所が変更されているにもかかわらず、工事変更契約が行われていなかった。	再発防止のため、財務規則の確認、及び遵守を職員に周知するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。
福祉部	平成18年10月3日(第1813号)	母子寡婦福祉資金特別会計では、母子家庭の経済的自立や子どもの修学援助を目的として資金の貸付を行っているが、不納欠損額、収入未済額とも増加傾向にあり、償還率も低下している。このため、償還率の改善と収入未済額の解消に向けて、事務を所掌している福祉保健総合センターへの指導を強化する必要がある。	未収債権の発生の未然防止及び解消を図るため、「母子寡婦福祉資金の債権管理に関する基本方針」を定め、各福祉保健総合センター所長に通知し、指導の強化を図った。
子ども安全課	平成18年10月3日(第1813号)	児童福祉費負担金について、各児童相談所において多額の収入未済額と不納欠損額があった。同負担金事務の主務課として滞納整理基準を定めるなど、各児童相談所の指導強化を図る必要がある。	収入未済の解消を図るため、徴収の強化について、所長会議、副所長・担当部長会議、担当者会議等を開催し、児童相談所を指導するとともに、事務処理要領の見直しを行うこととした。
福祉施設監査課	平成18年10月3日(第1813号)	福祉施設監査の結果に対する回答書の提出方法について、指導内容が軽微なものであっても改善措置の履行を証明する書類を添付させるなど、取扱いの強化を図る必要がある。	福祉施設監査の結果に対する回答書の提出方法について見直し、指導内容が軽微なものであっても改善措置の履行を証明する書類等を添付させるよう、取扱いの強化を図った。
子育て支援課	平成18年12月15日(第1834号)	ア 児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱第4条によれば、「債務者から児童扶養手当過誤払金返納確約書、履行延期申請書、生活状況申立書の提出があった場合には、返還期間1年を限度として、債	ア 分割納付の再延長は、返納率の向上につながるかと判断している。返還金額が多額で、返還期間(1年以内)内に完済できなかった場合は、改めて生活状況申立書等の関係書類の提出を求め、債務者の状況について再度審査を行い、履行の延期を決

			<p>務者の支払能力及び資産状況等を総合的に判断して分割納付を決定する。」とある。しかし、その返還期間が経過してもなお返納金に未済額がある場合、返還期間1年を限度として再度分割納付を決定しているものが多数あった。当該要綱の規定に基づき事務処理を行うべきである。</p> <p>イ 債権管理体制を強化するために、申請や届出を受理し、審査する市町村との連携及び指導を一層強化すべきである。さらに、債務者宅等への訪問による調査が極めて少ない状況を改善するため、福祉保健総合センターとの連携を図るべきである。</p> <p>ウ 受給者は、受給資格要件に該当しなくなつたときは、速やかに児童扶養手当資格喪失届を提出しなければならない。その届出がない場合で、その事実を市町村長が確認した場合には、その者に対し、届出の指導が行われる。しかし、その指導を行っても1か月間、その届出がない場合には、市町村長によって職権喪失が行われるところであるが、その期限が「市町村事務取扱いの手引」等では明記されていない。職権資格喪失手続き完了までに相当期間を経過している事例があることから、期限を明記する必要がある。</p>	<p>定している。この事務手続きは、要綱の規定には反していないが、解釈に疑義が生じないように、よりわかりやすい文言に改正することとした。</p> <p>イ 市町村説明会の開催、マニュアルの配布、事務指導監査等を実施することで、市町村との連携及び指導、市町村のスキル向上を図ってきたが、今後一層の充実を図っていく。</p> <p>福祉保健総合センターについては、センターへの事務の委任のあり方、他の債権の回収体制のあり方等とあわせ、今後の検討課題とし、必要があれば実施していくこととしたい。</p> <p>ウ 職権資格喪失手続き完了までの期限について、手続きの標準的な期間を設定し、平成18年12月25日付けで、市町村に通知した。</p> <p>所ホームページでの広報を行うとともに、東松山市広報に相談日等の掲載を依頼した。</p> <p>これまで年度当初に小中学校、管内教育委員会に周知していたところであるが、19年度は、これに加え幼稚園、保育所、学童保育所に周知するとともに、管内全市町村に広報依頼することとした。</p>
保健医療部	東松山保健所	平成19年2月27日(第1853号)	<p>子どもの心の健康相談事業については、精神科医や臨床心理士により事業が実施されているが、相談者が少ない状況である。広報など周知に努める必要がある。</p>	

県土整備部	行田県土整備事務所	平成19年2月27日(第1853号)	関係機関と協定を締結の上、共同で管理をしている河川の雑草刈払い業務において、協	平成19年度以降については、協定を改正し、精算の方法等明確に規定する内容の協定案で、関係機関と合
産業労働部	西部産業労働センター 北部産業労働センター	平成18年6月30日(第1786号)	小規模事業者の振興と安定を図るため、経営改善等の支援事業を実施する商工団体に対し、経営指導員等の人件費の一部補助を行っている。県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱では、経営指導員等の指導状況等を9月末と年度末の2回提出を求めている。また、各商工団体及び経営指導員等に対しては、毎年、補助対象団体の1/2を目的に指導と監査などが行われている。当該補助事業が経営指導員等の日頃の活動状況を踏まえた補助であることを考慮すると、現在行っている訪問指導だけでは十分と言えず、見直しが必要である。	産業労働政策課による指導監査の実施方針の見直しに基づき、本年度から全商工団体に対し訪問し、監査及び指導を行った。
産業技術総合センター 北部研究所	産業技術総合センター 北部研究所	平成18年6月30日(第1786号)	毎年度、当研究所の研究過程において、清酒が生産されているが、そのほぼ全量が原料費相当額で研究所職員へ売却処分されている。この処分は、税務署の酒造免許証の条件に沿ったものであるが、研究活動の成果や本県の清酒のPRにも活用できることから、処分方法の見直しを行うことが必要である。	当研究所の研究過程において生産される清酒については、税務署との再協議を踏まえ、研究所職員に対して売却処分を行わず、醸造研究にのみ使用することとした。
産業労働政策課	産業労働政策課	平成18年10月3日(第1813号)	小規模事業者の振興と経営の安定を図るため、商工会議所及び商工会に対し、毎年度、経営指導員等の人件費等の一部として、28億円以上を補助している。また、商工会議所及び商工会に対しては、毎年度、産業労働センターが補助団体の1/2を目的に指導監査を行っている。毎年度、多額の補助金を交付していることを踏まえて、指導監査を含め、より効果的な事業となるよう見直しが必要がある。	産業労働センターによる指導監査については、商工会等の基盤・機能強化に向けた指導を充実させるため、平成18年度から全団体に対して毎年度実施することとした。 また、産業労働センターでは、指導監査以外にも、事業の企画段階からの参画や実施に当たっての個別の指導・助言など、商工会等の事業運営に対して積極的に関与している。 本補助金については、県単補助への移行を機に、創業・経営革新支援など県が重点的に進める施策の推進に連動した、より効果的な補助制度となるよう見直した。

			定に精算の方法等が明確に規定されていないなど不十分な点が見受けられた。協定内容の見直しが必要である。	意した。
病院局	経営管理課	平成18年10月3日(第1813号)	年々、県立病院における診療費自己負担金の未収金額が増加しており、病院局としてあらゆる回収手段を講じるなど、組織一丸となった対策に取り組む必要がある。また、クレジットカードによる診療費支払いの早期実施や休日退院患者に対する窓口収納の実施、入院時の保証金(一部前納金)制度の検討など、未収金発生の未然防止対策も進める必要がある。	未収金発生 of 未然防止対策として、クレジットカードによる診療費の支払を平成19年4月2日から導入した。 また、休日退院患者に対する窓口収納や入院時の保証金制度などについても、その効果等も含めて病院局全体で検討を進めている。
教育局	川口東高校 川越総合高校 福岡高校	平成19年2月27日(第1853号)	平成17年度末における高等学校使用料(授業料)の未収金が少なからずあった。今後、その圧縮に向けて一層努力する必要がある。	授業料未収金圧縮に向けて、引き続き保護者及び保証人への家庭訪問、文書・電話による督促を継続的に行うとともに、学年主任・担任と連携を図りながら取り組みこととした。また、長期滞納者に対しては、納入誓約書の提出を求めていくこととした。

(2) 関係部局への意見

部 局 名	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
危機管理防災部 危機管理課 消防防災課	平成19年2月27日(第1853号)	防災航空センターに対する監査結果として、「指摘事項」としたところである。今後、予算執行事務に係るチェック体制の指導徹底を図るなど、適正な決算事務に留意する必要がある。	防災航空センターに対し、速やかに講じた措置内容の報告を求めるとともに、今後、予算執行事務について、チェック体制の徹底を図り再発防止に努めるよう指導した。
福祉部 福祉政策課 長寿社会政策課 障害者福祉課	平成18年10月3日(第1813号)	福祉部で行っている資金貸付事業の中には、融資件数が低迷しているものがあった。貸付事業のニーズを踏まえた融資条件の変更や、その整理・統合などの検討が必要である。	制度のさらなる普及を図るとともに、利用者ニーズの把握に努める。また、必要があれば、融資条件の変更、制度改正等、適切な対応を行い、事業の充実を図っていく。
福祉部 1 社会福祉課 障害者福祉課	平成18年10月3日(第1813号)	1 委託契約において、委託料を概算払いし、事業完了後に実績報告書をもって精算するものがあるが、実績報告書のみでは精算金額の確定が十分にできないものもある。そ	1 実績報告書で十分に事業内容が確認できない場合には、必要に応じて受託者等が保管する帳簿等との突合、確認を行うこととした。

<p>2 福祉政策課 社会福祉課 長寿社会政策課 子育て支援課</p>		<p>それらについては、受託者が保管する帳簿等との突合、確認を行うべきである。</p> <p>2 県単独補助事業において、補助金交付決定前に補助事業が行われているものがあつた。また、概算払いの補助金について、実績報告書のみでは交付確定が十分にできないものもある。それらについては、補助事業者に対し指導を行う、その保管する帳簿との突合、確認を行うなど、補助金事務の適正な執行を図るべきである。</p>	<p>2 補助事業者に対して、交付決定後の事業着手の徹底を図ることとした。また、交付決定にあたっては、帳簿等の確認するとともに、必要に応じて実地検査を行うなど、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>福祉部 障害者福祉課</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>生活ホーム事業費補助金において、テレビや冷蔵庫等を補助対象経費として認める事例があつた。同補助金交付要綱第2条第1項の「建物改修又は初度設備に要する経費」について明確にする必要がある。</p>	<p>監査での指導を受け、「建物改修又は初度設備に要する経費」を明確にするため、埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱を一部改正し、平成19年2月22日付けで、各市町村、各福祉保健総合センターへ通知した。</p>
<p>福祉部 こども安全課</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>1 急増し深刻化する児童虐待への適切な対応を図るため、児童相談所では、48時間対応の徹底、休日夜間児童虐待通報ダイヤルなど死亡・重大事故の発生を未然に防ぐことに力が置かれてきた。児童虐待への根本的解決には、児童の早期家庭復帰に向けた家族関係の総合的ケアが必要である。今後、医師、福祉職(ケースワーカー・心理)からなる専任組織の創設など児童虐待防止対策の充実に努める必要がある。</p> <p>2 埼玉学園については、施設の性格が教護院から児童自立支援施設に変わり、支援を必要とする児童が増えている状況にある。このため、設置義務のあるさいたま市に対し、設置の働きかけを更に強化する必要がある。</p>	<p>1 平成19年度の組織改正で、各児童相談所に心理・家族支援担当を設置した。また、中央児童相談所に児童精神科医を配置することとした。</p> <p>2 平成15年4月から平成20年3月までは、児童自立支援施設に関する事務を、県がさいたま市から受託する内容の協議書を締結している。平成20年4月以降については、現在さいたま市と対応を協議中である。</p>
<p>出納局 会計管理課</p>	<p>平成18年10月3日(第1813号)</p>	<p>財務規則の解釈について、出納局に相談して契約を締結したが、結果として適切でない</p>	<p>財務会計事務に携わる職員及び出納員等からの相談に対して、相談の内容を記録し、事例の共有化を図る</p>

		<p>契約事務が行われた事例があった。今後、各課所において適正な財務執行が図られるよう、更に会計事務の指導及び相談の充実に努める必要がある。</p>	<p>等、適正な相談・指導ができるよう努めている。</p>
<p>企業局 総務課</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>水道建設事務所は、工事の施工管理の利便性を考え、さいたま市及び鴻巣市の2箇所に設置されているが、工事の施工管理については、浄水場等の必要な箇所に職員を駐在させることで十分な対応ができると思われる。将来の工事計画を勘案し、今後の水道建設事務所体制の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>第一水道建設事務所では新三郷浄水場高度浄水施設整備や高倉中継ポンプ所拡張整備等を、第二水道建設事務所では吉見浄水場危機管理施設整備や吉見浄水場環境整備等を進めている。さらに、それぞれの事務所で、送水管路の整備が予定されている。</p> <p>水道建設事務所の体制については、これらの施設整備の状況を見極めるとともに、今後の水道事業全体の展開等を踏まえ、効率的な組織運営ができるよう検討していく。</p>
<p>教育局 教職員課</p>	<p>平成18年6月30日(第1786号)</p>	<p>給与について、その一部を現金受領している教職員が多数見られた。現金の取扱い時における事故防止及び事務の効率化を図るため、全額口座振替の申し出がない職員に対しては、その申し出がされるよう強く要請すべきである。</p>	<p>所属長を通じて、給与を現金受領している教職員に全額口座振替の申し出を要請した。</p>
<p>教育局 財務課 高校教育指導課</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>県立学校の教科用備品について、中には40年以上更新されず、時代のニーズに合っていないものがあった。その一方、購入されている備品の中には必ずしも有効かつ適切に利用されない例も見られたところである。県立学校の教科用備品の購入に当たっては、その必要性を十分検討し、教育効果が図られるよう配慮する必要がある。</p>	<p>今後とも、購入内容についてのヒアリングを実施するなど、必要性を十分精査し、適切な利用が図られるよう配慮することとした。</p>
<p>教育局 高校教育指導課</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>県立高校の商業科等のコンピュータ教室の機器整備については、機器構成や組み込まれたソフトウェア等が異なった仕様で、各学校ごとに賃貸借契約や売買契約が締結されている。調達に係るコスト削減のみならず、効率的な管理のためにも、商業科等のコンピュータ教室の機器構成や機能の標準化及び保守内</p>	<p>商業科等のコンピュータ教室の標準化等について検討するとともに、一括調達を図ることとした。また、普通科コンピュータ教室の機器整備については、今後一括調達を実施していく。</p>

		<p>容を検討し、一括調達を図る必要がある。なお、同様に、普通科のコンピュータ教室の機器整備についても、一括調達を着実に実施する必要がある。</p>	
<p>教育局 生涯学習文化財課</p>	<p>平成18年12月15日(第1834号)</p>	<p>神川げんきプラザの運動広場には、使用料が設定されていない。他県からの日帰り利用もあるので、使用料徴収の可能性について検討する必要がある。</p>	<p>神川げんきプラザの運動広場は、利用者が自由に使用できる共有スペースであり、占有使用をさせることを目的としたものではない。今後、運動広場は利用者の共有スペースとして、占有使用をさせることがないよう努めたい。</p> <p>なお、利用団体がなく、運動広場が空いている状況において、げんきプラザの目的外利用希望のある場合には、行政財産の使用許可を行い使用料を徴収する。</p>
<p>教育局 総務課</p>	<p>平成18年3月3日(第1752号)</p>	<p>1 行政監察の実施について 教育委員会行政監察担当(以下「行政監察担当」という。)は、「埼玉県教育委員会行政監察要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、教育行政の効率的運営と職員の服務規律の確保を図る目的で、平成13年度から教育局及び教育機関を対象に行政監察を実施してきている。</p> <p>しかし、今年度に行った県立学校に対する監査においては、出勤簿の捺印漏れや休暇の遅延、団体会計からの旅費や手当、祝い金の受け取りなどの事例が見られた。また、不祥事防止の資料は必ずしも十分に活用されておらず、不祥事発生はなおあとを絶たない。</p> <p>一方、行政監察担当においては、行政コストの削減や不祥事防止などをテーマに行政監察を行っているが、改善を要する事項等については、監察結果報告書による関係所属長への検討依頼にとどまり、要綱第10条に基づき管理部長からの改善勧告は、今まで一度も実施されていない。</p>	<p>1 行政監察の実施について 行政監察の在り方及び組織体制について検討するため、教育局内に「行政監察の在り方検討会議」を設置し検討を行った。</p> <p>その結果、県立学校に対する行政監察の業務は、平成19年4月から、学校評価を専門に行う県立学校評価委員会等の中で実施することにより、体制の充実に努めることとした。</p>

<p>教育局 高校教育指導課 健康教育課</p>	<p>平成18年3月3日(第1752号)</p>	<p>このような状況を踏まえ、行政監察のあり方を抜本的に見直すとともに、現在の行政監察の組織体制についても検討が必要である。</p> <p>3 定時制課程等の生徒に対する助成について</p> <p>(1) 高等学校定時制課程の勤労生徒に対しては教科書給与費及び夜食費が、通信制課程の勤労生徒に対しては教科書学習書給与費が、それぞれ補助される。また、職に就いていない生徒についても、疾病等その他やむを得ない事由があれば補助の対象となる場合があり、求職中であるが諸般の事情から就職が困難な場合はこれに該当する。</p> <p>求職中であることの各学校の認定方法を見ると、公共職業安定所が発行する求職受付票の確認を年1回行うことによる例が多く、この場合、求職受付票の発行日前後の求職活動の確認は、ほとんどの学校で行われていなかった。このため、補助対象者数において、無職の生徒が勤労生徒より多い学校もある。</p> <p>今後、求職中であることの認定に当たっては、継続的な求職活動の事実を確認するほか、求職中と認められても、真に「諸般の事情から就職が困難」と言えるかどうかについても、慎重に審査するべきである。</p> <p>(2) 高等学校定時制課程の勤労生徒に対する教科書・学習書費と夜食費(以下「教科書等」という。)の補助については、現在、補助対象生徒に係る教科書等の購入費の全部若しくは一部を県が直接負担</p>	<p>3 定時制課程等の生徒に対する助成について</p> <p>(1) 補助の対象となるか否かを判断する際には、各学校で審査会を設置し、証明書等による審査を経て、校長が適正に対象者を認定するものとしており、求職中の認定は、真にやむを得ない事由があるときに限り、これを行うものと指導している。</p> <p>証明書類として求職受付票の写しの添付があっても、生徒の就職が困難である事情や求職活動の状況等について各学校で審査を経て校長が認定を行っている。</p> <p>平成19年度からは、勤労生徒への補助という制度の趣旨を厳格化するため、求職中の生徒への補助を原則として廃止した。</p> <p>(2) 教科書等の補助に係る経理方法については、会計事務の適正化や補助の透明性、不祥事の防止を図るため見直しを行い、夜食費補助について平成19年度から当該生徒に直接補助金を交付する方法に改めた。(平成18年4月1日健康教育課は保健</p>
----------------------------------	--------------------------	--	---

		<p>このため、学校においては、原則として、全生徒から教科書等の購入費用をあらかじめ徴収し、補助対象となった生徒に係る県費負担分を、徴収した金額の中から、後日返金するといった方法をとっている。また、夜食費については、補助対象外の生徒について、不足分を追加徴収している学校もあるなど会計処理が複雑となっている。会計事務の効率化や補助の透明性、不祥事の防止を図る観点から、教科書等の補助に係る現在の経理方法の見直しが必要と考えられる。</p> <p>については、補助対象となる生徒の教科書等の購入費を県が負担する現在の方法から、相当する助成金等を当該生徒に直接交付する方法への見直しを検討すべきである。</p>	<p>体育課(改組)</p>
<p>教育局 総務課 財務課 県立学校人事課</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>県立学校等において、契約執行の内容、団体会計での費用負担などの点で適切性を欠く事務執行が多数確認された。これまでも同様の事例があることから、教育局として改善に向けた一層の取組を行う必要がある。</p>	<p>財務会計事務の執行にあたっては、関係諸規程を十分確認のうえ適正に行うよう、また、コスト意識の向上を図り、より経済的・効果的な事務処理を行うよう引き続き指導していくこととした。</p>
<p>教育局 生涯学習文化財課</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>教育局が所管する財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団は、埼玉新都市交通株式会社との間で締結した鉄道高架下施設の賃貸借契約と関連して建設協力金の交付を内容とする入居保証金契約を締結している。この入居保証金の原資は、県が同事業団に対して全額無利子貸付を行ったことを踏まえ、入居保証金契約の内容が適切であったかどうかについて検討するよう指導する必要がある。</p>	<p>財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団に対して、埼玉新都市交通株式会社との間に締結した「入居保証金に関する契約」の内容について、検討するよう指導した。</p>

郵券及び収入印紙については、現金に準ずるものとして厳格な管理が求められていることなどから、使用予定数量に応じて適切な購入を行なうべきものである。しかし、当所においては、1年間に使用する必要数を大幅に上回る数量の郵券及び収入印紙を購入していた。

【熊谷スポーツ文化公園】

(1) 郵券については、現金に準ずるものとして厳格な管理が求められていることなどから、使用予定数量に応じて適切な購入を行なうべきものであるところ、年度末に、使用予定数量を超えて購入していた。

(2) トレーニングルーム利用者講習会指導営業務委託契約において、受託者から業務報告書が提出されていなかった。

(3) 旅行命令簿に旅行者印及び決裁印のないものが多数あった。また、平成17年8月以降の旅行について、請求額は適正に支払われていたが、旅行命令簿の精算年月日、金額欄が未記入であった。

団体への意見

【加須はなさき公園】

園地管理について、一般の利用者が立ち入ることのない管理区域を含め全園一律の仕様で行われている。管理の仕様を見直し、維持管理経費の削減を図る必要がある。

郵券及び収入印紙の使用予定数量を明確に把握し、それに応じた適切な購入を行うこととした。

(1) 郵券の使用予定数量を明確に把握し、それに応じた適切な購入を行うこととした。

(2) 従来、様式の定めなかった業務報告書について新たに様式を定めた。また、受託者に対し毎月の業務完了後、速やかな業務報告書の提出を徹底した。

(3) 旅行する前に、必ず上司の決裁を受けるよう職員に徹底した。今後は、精算年月日、金額について、月末時に命令権者による確認を行うこととした。

適正な管理水準について県(公園課)とともに見直し、来園者の利用状況に応じたよりきめ細かい設定を行い、維持管理費の削減を図ることとした。

		<p>【埼玉スタジアム2002公園】</p> <p>県から車両6台を無償で貸与されているが、園地管理業務用の2台を除くと、使用頻度が少なかつた。協会内での有効活用若しくは県への返還について検討すべきである。</p> <p>所管部局への意見</p> <p>所沢航空記念公園内の茶室「彩翔亭」は、国内でも有数の規模を誇る茶室であり、多額の維持管理費用を要しているが、利用状況は平成17年度で年間184件と低迷している。利用率の向上と有効活用に向けて、より適切な管理運営のあり方を検討すべきである。</p>	<p>当スタジアムの車両については、最寄駅が遠いため、試合・イベント等主催者やスポンサーなど重要な取引先の送迎には必須である。</p> <p>また、新たに浦和美園駅前の芝生地の管理も開始したため作業の車両が必要となったので、引き続きスタジアムでの有効活用を図ることとした。</p> <p>所沢航空記念公園は、平成18年度から利用者サービスの向上と経費の削減を目的に指定管理者制度を導入した。指定管理者の事業計画に基づき施設の利用率の向上等に向け、取組が行われている。指定管理者としては、ホームページへの掲載やパソレットの作成などのPRを拡大するとともに呈茶内容の充実やお茶の販売等により集客増を図っている。また、利用目的の拡大や茶道連盟等の団体が利用しやすい方策などを検討している。</p> <p>利用率の向上と有効活用に向け、指定管理者と協力し、より適切な管理運営に取り組んでいく。</p>
<p>埼玉新都市交通株式会社</p>	<p>平成18年12月15日 (第1834号)</p>	<p>指摘事項</p> <p>平成17年度の役員退職慰労金は、株主総会及び取締役会の議決を経て支給されている。しかし、法人の支給内規では、「最終の年額報酬の12分の1に役員通算在任年数と1.5を乗じた額とする。」と規定されているが、算定では最終の年額報酬である平成17年度の役員報酬額を用いず、平成11年度の報酬年額を基準に算定していた。これは県内規及び役員報酬等の削減を目的とした県の指導(平成12年1月18日付け人第1095号総合政策部長通知「指定出資法人の給与等の指導について」)の趣旨に反するものであり、適切ではなかつた。</p>	<p>平成15年に役員報酬の特例減額を社長決裁で定め、その中で退職慰労金の算定は減額前としており、手続的に問題はなかつたと認識している。</p> <p>また平成12年1月18日付け人第1095号総合政策部長通知は株式会社を対象としていないが、その趣旨に沿って退職慰労金を通知が求めている水準に合わせている。</p> <p>なお、平成18年9月30日をもって「退職慰労金の算定については、減額前の報酬の額による。」との定めを廃止し、退職時に受給している報酬額とした。</p>

<p>(財)埼玉県勤労者福祉センター (第1834号)</p>	<p>平成18年12月15日 (第1834号)</p>	<p>指摘事項 就業規則に支給根拠のない「責任手当」が支給されていた。また、支給されている諸手当の一部には、同規則に定める支給限度額を超えて支給されているものがあった。</p> <p>団体への意見 当センターは「労働者の福利厚生活動を積極的に推進し、もって労働者の経済的、文化的地位の向上に寄与すること」を目的に設置され、寄附行為で「労働者の福祉活動の調査研究に関する事業」、「労働者のための福利厚生及び文化の向上に関する事業」を行うと規定されている。しかし、実状としてこれらの事業は全く実施されておらず、「ときわ会館」の管理運営のみである。こうした状況をよく認識し、実施事業のあり方を早急に検討する必要がある。</p>	<p>「責任手当」は役職手当のことであり、これは就業規則に定められている。誤解を与えることのないよう、同規則どおりの名称で手当を支給するよう改めた。</p> <p>また、同規則の支給限度額を超えて手当を支給していたものについては、本来職能給として支給すべきところ、資格技能手当に上乘せして支給していたものである。このため、本来の方法で支給をするよう改めた。</p> <p>現在経営の立直しに苦慮しており、新たな経費負担を伴う事業展開は難しく、寄附行為で定める事業をすべて実施することは困難な状況である。今後は、関係団体と協議しながら、法人の事業のあり方や未実施事業の解消に向けた具体的な方策について検討していく。</p>
<p>(社)埼玉県ビルメンテナンス協会 (第1834号)</p>	<p>平成18年12月15日 (第1834号)</p>	<p>指摘事項 1 当協会は埼玉県労働会館の指定管理者として県から指定され、平成17年度から管理運営を行っている。協会は、県との間で締結した埼玉県労働会館の管理に関する協定書に基づくほか、善良な管理者の注意を持って会館の管理に当たる責務がある。しかし、協会会員と実態の異なる委託契約を締結し、また、当該会員名義の口座で利用料金を収受しているなど、適切とはいえない難い管理を行っていた。</p> <p>2 当協会は、県との間で締結した協定書</p>	<p>1 当協会は、平成18年3月31日付けで当該委託契約を解除した。また、協会は協会会員から職員の出向を受け、埼玉県労働会館の運営に当たることとし、実態に合わせた覚書を平成18年4月1日付けで協会会員と締結している。また、口座についても協会名義に改めた。</p> <p>2 平成18年度は講座を40回実施している。今後</p>

		<p>に添付されている「指定管理業務に関する仕様書」に基づき、「勤労者等の就業支援に関する業務」を実施することとされている。これによると、職務上の技術の向上に関する講座や就職支援に資する講座等を年間35回を基準として実施することとなっていたが、実際は7回を実施したのみであった。</p>	<p>についても、協定書に定める回数を基準に講座を実施する。</p>
<p>学校法人 明星学園</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>部局への意見 私立学校運営費補助金(専修・各種学校)の配分基準となる専任教職員については、週4日以上勤務し、概ね1日7時間以上勤務する者とされている。そのため、学校が公的機関から受託し、又は独自に開講している付帯事業を専任的に担当し、正規の授業を行っていない教員についても、条件に該当しているところから補助対象教職員としている。しかし、これは本来の学校教育活動に従事していない教員までも、補助金の配分基準に含めることとなる。補助金の算定にあたっては、単に専任教職員であるということだけでなく、その勤務の実態も踏まえるなど、算定の基準をより明確化し、補助金交付のより一層の適正化を図る必要がある。</p>	<p>平成18年度については、学期に基づき付帯事業を行っている学校に対して、付帯事業のみに従事している専任教職員の有無につき口頭で確認したが、該当する者はいなかった。 平成19年度以降については、私立学校運営費補助金の事業計画書の提出を求める際に、付帯事業の実施状況及び教職員の従事状況を書類に明記させるなどし、より一層の適正化を図ることとする。</p>
<p>学校法人 塩原学園</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>注意事項 1 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱に基づいて行う高等学校授業料の軽減については、法人の規程に基づき設置された審査会の審査を経て理事長が決定することとなっているが、審査会の開催実績がないなど、規程に反する取扱いが行われていた。</p>	<p>1 今後は法人の規程を遵守し、審査会を設置して審査を行うこととした。</p>

		<p>2 私立学校運営費補助金の補助対象経費である教職員の旅費交通費については学校法人の旅費規程に定められているが、支給対象とならない旅行についても特別急行列車料金を支給していた。</p> <p>部局への意見 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付申請書の添付書類については、同補助金交付要綱第13条により5年間の保存が義務づけられているが、平成17年度の補助に係る添付書類はすでに保護者に返還されていた。県においては、今後こうした事態が生じることのないよう適切に指導する必要がある。</p>	<p>2 今後は法人の旅費規程を遵守し、規定外の旅費支給を取り止めることとした。</p> <p>平成19年度以降の添付書類の取扱いを見直し、各学校法人に対して、添付書類を含めた証拠書類の5年間の保管を周知徹底する。</p>
<p>学校法人 秀明学園 (第1853号) 平成19年2月27日</p>	<p>注意事項 都内に所有する未利用建物を、関係会社に対し賃貸契約を締結せず、無償で貸し付けている。このことは財産の適正管理という視点から適切でなかった。</p>	<p>部局への意見 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付申請書の添付書類については、同補助金交付要綱第13条により5年間の保存が義務づけられているが、平成17年度の補助に係る添付書類は廃棄処分されていた。県においては、今後こうした事態が生じることのないよう適切に指導する必要がある。</p>	<p>平成19年3月17日をもって当該建物の貸し付けを終了し、関係会社は立ち退いた。</p> <p>平成19年度以降の添付書類の取扱いを見直し、各学校法人に対して、添付書類を含めた証拠書類の5年間の保管を周知徹底する。</p>
<p>学校法人 九里学園 (第1853号) 平成19年2月27日</p>		<p>団体への意見 金融機関が信用保証協会の保証を付した貸付を行うに際して、貸付先の経営状況等により貸付金利に差をつけているが、信用保証協会は信用保証制度の趣旨に鑑み、また、中小企業の資金調達の円滑化を図るう</p>	<p>平成19年3月2日、埼玉県信用保証協会主催の県内金融機関との保証業務連絡会議において、保証業務担当理事より信用保証協会の保証を付した貸付金利については、金融機関固有債権の金利より軽減したものにするなど、弾力的な取扱いにつ</p>
<p>埼玉県信用保証協会 (第1853号) 平成19年2月27日</p>			

<p>（財）埼玉県中小企業振興公社</p>	<p>平成18年3月3日 （第1752号）</p>	<p>えからも、信用保証を付した貸付については、金融機関固有債権の金利より軽減したものにするなど、弾力的な運用に配慮するよう、金融機関に対して協力要請を行うことが必要である。</p>	<p>いて協力要請した。</p>
<p>所管部局への意見</p>	<p>当公社の情報事業の推進に当たっては、経費のほとんどを県補助金・会費収入等で賄っている。経費の一部に情報化基盤促進基金運用収益を充当しているが、少額である。このことから、公社が預り金処理している情報化基盤整備事業貸付金について、返還を求めたい。</p>	<p>情報化基盤整備促進基金の運用益については、低金利の影響により低額ではあるが、当公社が実施する情報事業の財源として欠くことのできないものである。このため引き続き基金の趣旨に沿って適切かつ有利な運用に努めていくこととする。</p>	

正 誤

埼玉県告示第八百七十九号（平成十九年五月二十九日第八百七十九号）中訂正

ページ 段 行

十六 上 後ろから九

誤 埼玉県プールの安全安心要項要綱

正 埼玉県プールの安全安心要綱



埼玉県告示第八百八十一号（平成十九年五月二十九日第八百七十九号）目次
中訂正

ページ 段 行
一 三 一

誤 見沼土地改良区の役員退任届
正 見沼代用水土地改良区の役員退任届

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一（代表）
印刷所	埼玉県報ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇―二（代表）